

令和7年度「女性が輝く」みやぎの水産加工業創生事業業務仕様書

1 業務名

令和7年度「女性が輝く」みやぎの水産加工業創生事業業務

2 委託業務の目的

水産加工業は、消費者のニーズに応じた商品作り、販売が求められるため、商品開発や営業、マーケティングなどの場面では、女性目線での企画や対応等も必要である。

しかし、水産加工業に就業する女性は、工場の製造ラインなどの作業に従事することが多く、商品開発や営業等の分野に従事しているケースは少ない。

その理由として、企業側の受入体制の未整備や、女性を登用することで成功するビジネスプランが描けていないことが課題として挙げられる。

そのため、本事業は、水産加工業において、女性が中核人材として様々な業務を担い、生涯にわたって働きやすく、さらに活躍できる体制の構築を支援することで、水産加工業における女性の就業・定着・活躍を推進するもの。

3 委託業務の履行場所

宮城県内

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

5 支援対象企業

宮城県に事業所を有する水産加工業者3者程度

なお、支援対象企業は発注者が別途、指示する。

6 業務内容

受注者は、女性が生涯にわたって働きやすく、さらに活躍できる支援対象企業の体制構築に向け、以下の事業を行う。

(1) 事前ヒアリング

受注者は、発注者が選定した支援対象企業に対してヒアリングを行い、企業の体制や課題等を確認の上、支援の方向性や対応方針を調整し、課題に応じた専門家等の派遣を調整する。

(2) 取組計画の策定

受注者は、調整した対応方針等の内容について支援対象企業及び専門家と共有し、取組計画を策定する。

(3) 取組計画の実行

受注者は、取組計画実行のため、具体的かつ実践的な指導・助言のできる専門家を選定することとし、指導回数は、支援対象企業毎に、原則、月1回程度を見込むこととする。

また、専門家を派遣する際は、受注者も同行の上、当日の指導・助言の状況や指摘事項等の記録を行う。

(4) フォローアップ

受注者は、本業務期間中、適宜、支援対象企業に対し取組状況を確認するとともに、必要に応じフォローアップを行う。

(5) 専門家の選定

支援対象企業の課題に応じた専門家を選定し、派遣する。

なお、支援対象企業の課題等に対し、派遣した専門家がミスマッチと判断された場合は、取組計画の実行中であっても、他の専門家を選出し、取組計画の実行にあたること。

(6) セミナーの実施

ア 受注者は、水産業界を対象に、女性活躍の必要性や他企業の取組事例などをテーマとしたセミナーを1回開催すること。

イ 受注者は、経営者及び女性従業員それぞれを対象に、女性従業員のキャリアアップに繋がるセミナーを計5回開催すること。

(7) 本事業の促進につながる独自提案

水産業界に女性活躍推進を浸透させる効果的な取組を実施する。

(8) 各種調整等業務

受注者は、支援対象企業、専門家及び発注者との連絡調整を行い、訪問日時の調整及び支援対象企業の進捗状況を管理すること。また、懸案事項が発生した場合には、発注者との打合せ等を迅速に実施できる体制をとること。

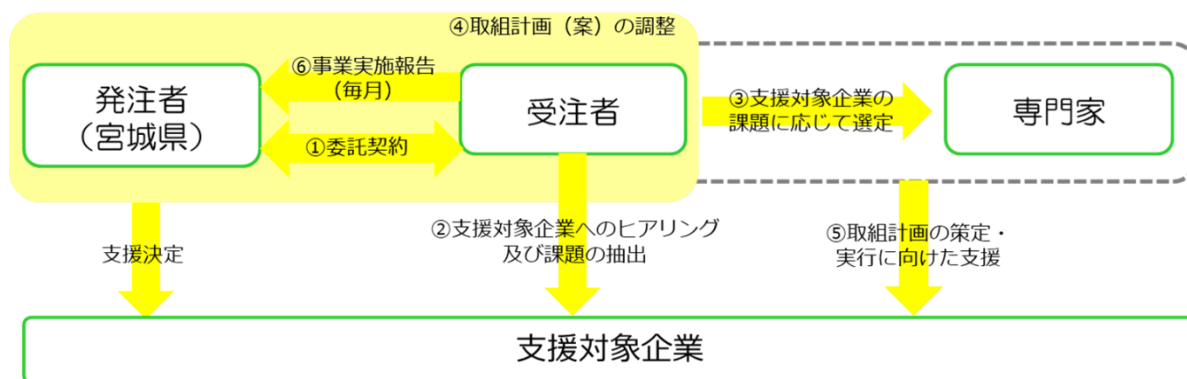
(9) 進捗状況の報告

受注者は、毎月、本業務の実施状況をまとめ、翌月10日までに発注者に事業実施報告書として提出すること。ただし、2月の事業実施報告書は上記4に記載の委託期間までに提出すること。

(10) その他

前項までに規定のない業務内容については、企画提案書に基づくほか、発注者と受注者が協議の上、決定する。

<業務内容イメージ>



7 専門家の要件

本事業は、専門家による指導や助言を実施することにより、女性が生涯にわたって働きや

すく、さらに活躍できる体制の構築を支援するものであり、支援対象企業の課題に応じて、適切な専門家を選定すること。

なお、以下のような分野が想定される。

- (1) 女性の継続就業、生活との両立に向けた環境整備(職場における相互理解・協力を含む)
- (2) 女性を新たな領域で採用、登用するための体制づくり
- (3) 女性のキャリアアップに向けた体制づくり など

8 実績報告

受注者は、本業務終了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。

なお、作成内容については、発注者において別途指示する。

9 成果品

支援対象企業における課題を抽出の上、取組計画を策定し、計画の実行に向けて取り組んだ内容及び改善内容を本業務の成果とする。また、以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出する。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) 本業務において作成した資料
- (3) 1～2の電子データを記録したCD等

10 実施体制

本業務の進行管理、運営に係る事務スタッフを受注者において必要人数配置すること。

11 専門家派遣時における事故等

発注者は、専門家派遣中の不慮の事故や災害に対して、一切の責任を負わないものとし、受注者の責任で対応すること。

12 秘密及び個人情報の保持

(1) 秘密の保持

ア 発注者は、企画提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選定以外の目的では使用しないものとする。

イ 受注者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受注者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合は、宮城県個人情報保護条例を遵守すること。

13 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。